

令和6年度大阪市入札契約制度改善検討委員会

- 1 日時 令和6年7月4日（木）午後2時00分～
- 2 議題
 - (1) 工事、コンサル及び業務委託契約における最低制限価格のランダム係数の見直しについて
 - (2) コンサル契約における最低制限価格及び調査基準価格の算定方法の変更について
 - (3) 監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の改正について

【議題1 工事、コンサル及び業務委託契約における最低制限価格のランダム係数の見直しについて】

1 改正理由

工事請負契約においては、令和4年10月開札分から、変動型最低制限価格制度（※）を廃止し、国基準による最低制限価格基礎額（以下「基礎額」という。）に無作為に選んだ係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じた価格を最低制限価格としている。

これに伴い、最低制限価格を類推しにくくするため、ランダム係数の幅を1%（10,000分の9,950から10,000分の10,050）から1.5%（10,000分の9,950から10,000分の10,100）に拡大した。（これに併せてコンサル及び業務委託契約についても同様に拡大。）

その結果、ランダム係数が上限（101.0%）付近になった場合に入札者全者が最低制限価格未満になるケースが発生し不落となっている。

そのため、不落リスクの軽減のため最低制限価格の算定方式の改正を行う。

※変動型最低制限価格制度…国基準による最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた価格と入札者の平均値から算出される額とを比較して、いずれか低い額を最低制限価格とする方法

2 改正内容

最低制限価格については、1の算定方式により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ算出された額が基礎額以上で、その額から基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、基礎額にランダム係数を乗じた価格とする。

3 関係規定の整備

- ・工事請負契約に係る最低制限価格設定基準（別紙1）
- ・測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準（別紙2）
- ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準（別紙3）

4 実施時期

令和6年10月1日以降の開札案件から適用する。

工事請負契約における最低制限価格のランダム係数の見直しについて

➤ 入札者の平均値から算出される額の廃止

- 令和2年4月より、予定価格の事前公表とあわせて変動型最低制限価格制度（※）を試行実施してきたところであるが、令和4年10月開札分から、変動型最低制限価格制度を廃止し、国基準による最低制限価格基礎額に無作為に選んだ係数（ランダム係数）を乗じた価格を最低制限価格としている。

※変動型最低制限価格制度 … 国基準による最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた価格と入札者の平均値から算出される額とを比較して、いずれか低い額を最低制限価格とする方法

- これに伴い、最低制限価格を類推しにくくするため、ランダム係数の幅を1%（99.5～100.5%）から1.5%（99.5～101.0%）に拡大した。
- その結果、ランダム係数が上限（101.0%）付近となった場合に、入札者全者が最低制限価格未満となる案件が発生している。

※令和4年10月開札以降の全者最低制限未満55件（うち、33件については国基準による算定式を上回る入札あり）

➤ 最低制限価格のランダム係数算出方法の見直し

- 京都市と横浜市においてもランダム係数を設定しているが、2市はランダム係数により算出した価格から予定価格の範囲内に入札がない場合で、入札者の最高入札価格が国基準による最低制限価格基礎額を超えておれば、その最高入札価格を上限としてランダム係数を再設定し、最低制限価格を算出する制度としている。
- 本市においても不落リスクを軽減するために2市と同様の制度構築を行っていく。



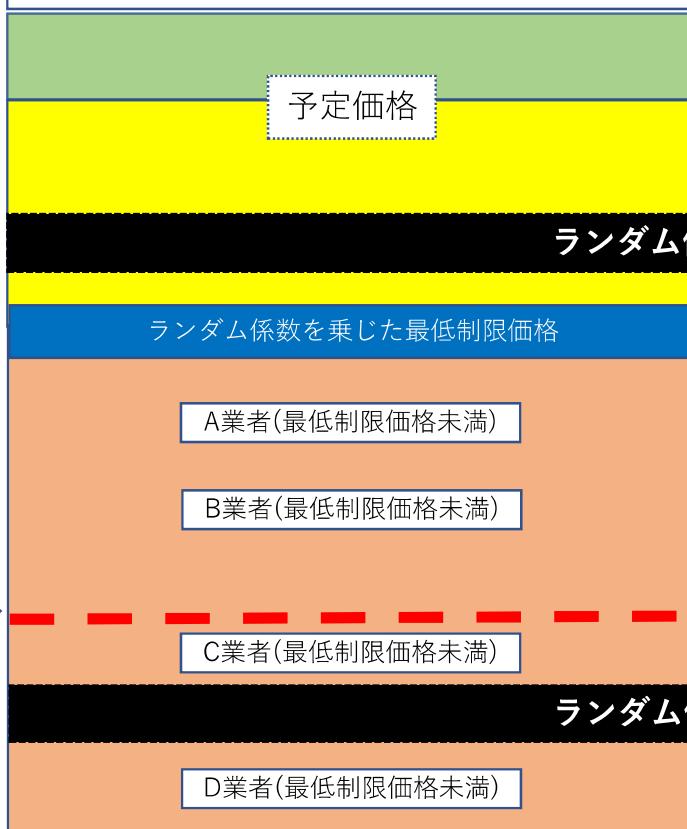
◆ 改正する規程等

- 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準
- 測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準
- 業務委託契約に係る最低制限価格設定基準

ランダム係数算出方法の見直しのイメージ図

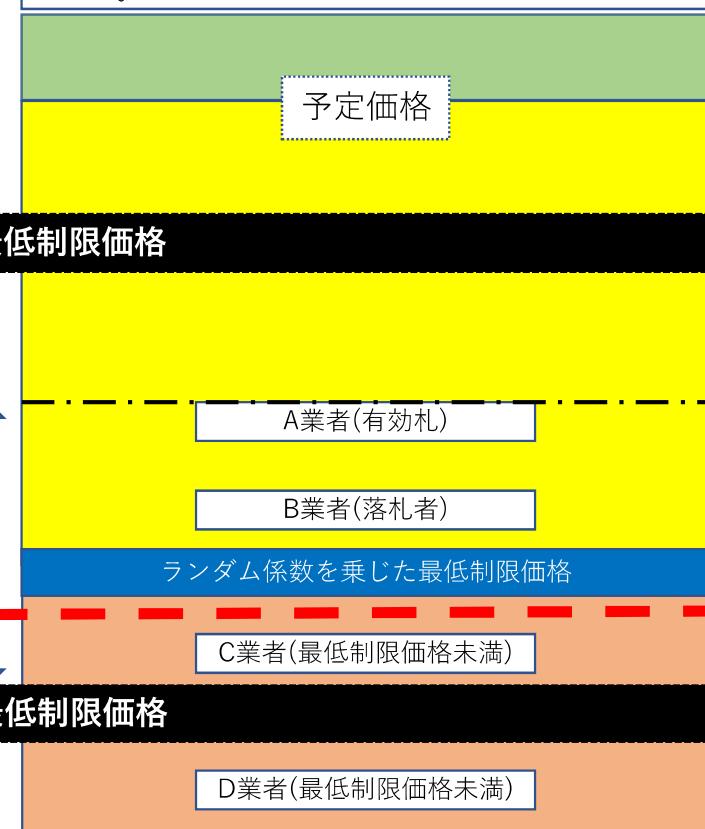
現行

入札参加者AからDの4者
A～C：ランダム係数上振れのため最低制限価格未満
D：ランダム係数最小値未満のため最低制限価格未満以上より入札は不落となる。



改正

現行のとおり①かつ②の場合、②の範囲内で最も高い入札を上限としてランダム係数を再設定する。
 ①最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた額を超える有効な入札がない。
 ②最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札がある。
 以上により再設定されたランダム係数によりBが落札者となる。



【議題2 コンサル契約における最低制限価格及び調査基準価格の算定方法の変更について】

最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算定式について、次のとおり改正を行い（別紙2・4）、あわせて基本方針（別紙5）を改正する。

1 最低制限価格等の範囲

	現行	改正
測量業務	(変更なし)	
建設コンサル業務 補償コンサル業務	予定価格算出基礎額 $\times \underline{0.6 \sim 0.8}$ \times 無作為係数	予定価格算出基礎額 $\times \textcolor{red}{0.6 \sim 0.81}$ \times 無作為係数
地質調査業務	(変更なし)	

2 最低制限価格等の算定式

	現行	改正
測量業務	(直接測量費+測量調査費 +諸経費× <u>0.48</u>) ×無作為係数	(直接測量費+測量調査費 +諸経費× 0.50) ×無作為係数
建設コンサル業務 (建築)	(変更なし)	
建設コンサル業務 (土木)	(直接人件費+直接経費 +その他原価×0.9+一般管理費× <u>0.48</u>) ×無作為係数	(直接人件費+直接経費 +その他原価×0.9+一般管理費× 0.5) ×無作為係数
地質調査業務	(直接調査費+間接調査費×0.9 +解析等調査業務費×0.8 +諸経費× <u>0.48</u>) ×無作為係数	(直接調査費+間接調査費×0.9 +解析等調査業務費×0.8 +諸経費× 0.5) ×無作為係数
補償コンサル業務	(直接人件費+直接経費 +その他原価×0.9+一般管理費× <u>0.45</u>) ×無作為係数	(直接人件費+直接経費 +その他原価×0.9+一般管理費× 0.5) ×無作為係数

[実施時期] 令和6年10月1日以降に開札する案件から適用

[改正理由]

本市における測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算定式には、国土交通省の予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに準拠し決定している。

今般、令和6年4月15日に同基準が改正されたため、本市の最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度運用要領についても同様に改正する。

○ 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 10 年 6 月 1 日
最近改正 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この基準は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額（以下「予定価格算出基礎額」という。）は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合算した額とする。

(設定の基準)

第3条 最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる額の合計額（以下「最低制限価格基礎額」という。）に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（1）とする。ただし、その金額が予定価格算出基礎額に10分の9.4を乗じて得た額（2）を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の9.4を乗じて得た額（2）に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（3）とし、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額（4）に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額（4）に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（5）とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.4の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額（6）とする。

3 第1項により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ、算出された額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、最低制限価格基礎額に第1項による係数の範囲内から10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（7）とする。

(端数処理)

第4条 前条の（1）から（6）（7）に掲げる価額の端数については、その額が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

この基準は、平成10年6月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1 この基準は、平成 26 年 1 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 28 年 7 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年 7 月 1 日より適用する。

2 改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この基準は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する

案件については、なお従前の例による。

○ 測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 22 年 3 月 30 日
最近改正 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額（以下「予定価格算出基礎額」という。）は、同項に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとにアからエを合算した額とする。

(設定の基準)

第3条 電子入札で行う場合で、かつ測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額（以下「最低制限価格基礎額」という。）に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（1）とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（2）とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格算出基礎額に10分の8.2を乗じて得た額（3）を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の8.2を乗じて得た額（3）に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（4）とし、予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額（5）に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額（5）に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（6）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格算出基礎額に10分の8.8.1を乗じて得た額（7）を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の8.8.1を乗じて得た額（7）に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（8）とし、予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額（9）に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額（9）に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（10）とし、地質調査業務で、その金額が予定価格算出基礎額に10分の8.5を乗じて得た額（11）を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の8.5を乗じて得た額（11）に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（12）とし、予定価格算出基礎額に3分の2を乗じて得た額（13）に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に3分の

2を乗じて得た額(13)に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(14)とする。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>4.8</u> 5 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>4.8</u> 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.5</u> 5 を乗じて得た額

2 紙入札で行う場合で、かつ測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、前項に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額(15)とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額(16)とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(17)を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(17)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額(18)に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額(18)とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に10分の8.8.1を乗じて得た額(19)を超える場合にあっては予定価格に10分の8.8.1を乗じて得た額(19)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額(20)に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額(20)とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(21)を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(21)とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額(22)に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額(22)とする。

3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.8.1の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額(23)とする。

- 4 第1項により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ、算出された額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、最低制限価格基礎額に第1項による係数の範囲内から 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額 (24) とする。**

(端数処理)

第4条 前条の(1)から(23) (24)に掲げる価額の端数については、その額が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

○ 業務委託契約に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 23 年 3 月 30 日
最近改正 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この基準は、業務委託契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する場合の最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額（以下「予定価格算出基礎額」という。）は、直接業務費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合算した額とする。

(設定の基準)

第3条 電子入札で行う場合で、かつ工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、次に掲げる額の合計額（以下「最低制限価格基礎額」という。）に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（1）とする。

ただし、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額（2）を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額（2）に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（3）とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（4）に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（4）に 1 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（5）とする。

ア 直接業務費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 紙入札で行う場合で、かつ工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9.4 を乗じて得た額（6）を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.4 を乗じて得た額（6）とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（7）に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（7）とする。

ア 直接業務費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

3 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものについては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（8）とする。

4 第1項により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ、算出された額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、最低制限価格基礎額に第1

項による係数の範囲内から 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（9）とする。

- 5 前3 **4** 項によることが適当でないと認められる契約については、個別対応とする。

（端数処理）

第4条 前条の（1）から（8） **（9）** に掲げる価額の端数については、その額が十万円以上の場合には、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 7 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案

件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年6月1日より施行する。

2 この基準の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和4年10月1日より施行する。ただし、第3条第3項の規定は、令和5年4月1日より施行する。

2 この基準の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

○ 測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領

制 定 平成 22 年 3 月 30 日

最近改正 令和 年 月 日

(目的)

第1条 この要領は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定による低入札価格調査制度の基本的な取扱いを定める。

(適用範囲)

第2条 測量・建設コンサルタント等の契約に係る入札のうち、低入札価格調査制度を適用するものについて、この規定を適用する。

(定義)

第3条 この要領における予定価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格に110分の100を乗じて得た額とする。

2 第5条第1号における予定価格算出の基礎となる額（以下「予定価格算出基礎額」という。）は、同号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとにアからエを合算した額とする。

(制度の手続き)

第4条 別紙のとおり

(調査基準価格)

第5条 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という）に満たない場合とする。

(1) 電子入札で行う場合には、次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(b)とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格算出基礎額に10分の8.2を乗じて得た額(c)を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の8.2を乗じて得た額(c)に10,000

分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(d)とし、予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額(e)に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額(e)に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(f)とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格算出基礎額に10分の8.8.1を乗じて得た額(g)を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の8.8.1を乗じて得た額(g)に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(h)とし、予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額(i)に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額(i)に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(j)とし、地質調査業務で、その金額が予定価格算出基礎額に10分の8.5を乗じて得た額(k)を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の8.5を乗じて得た額(k)に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(l)とし、予定価格算出基礎額に3分の2を乗じて得た額(m)に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に3分の2を乗じて得た額(m)に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(n)とする。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5.5を乗じて得た額

(2) 紙入札で行う場合には、前号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額(o)とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場

合はそれらの合算額（p）とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（q）を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（q）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（r）に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額（r）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（s）を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（s）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（t）に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額（t）とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（u）を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（u）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額（v）に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額（v）とする。

(3) 前2号に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額（w）とする。

(端数処理)

第6条 前条の（a）から（w）に掲げる価額の端数については、その額が十円以上の場合には、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(入札参加業者への周知)

第7条 本制度が適用される入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、本制度が採用される旨を入札参加業者に通知する。

(入札の執行)

第8条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(根拠資料)

第9条 調査基準価格を下回る入札者に対して、入札説明書に定める低入札価格調査根拠資料（以下、「根拠資料」という。）の提出を求める。

この根拠資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、本市から根拠資料の補足等を求めた場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第10条 入札担当課・入札事務請求局は、共同で以下の調査を行う。

- ・当該価格で入札した理由
- ・入札価格の積算内訳書
- ・作業予定者の資格及び作業予定者の具体的な採用見通し

- ・資機材の購入予定及び保有状況
- ・現在契約している同種業務の状況
- ・過去に契約し履行を完了した同種業務の状況
- ・経営状況
- ・信用状態
- ・その他必要な事項

(調査において最低価格入札者を落札者としない判断基準)

第11条 前条の規定による調査において、最低価格入札者を落札者としない判断基準は次のとおりとする。

- (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
- (2) 事情聴取等の調査に協力しない場合

(調査の結果適合した履行がされると認められた場合の措置)

第12条 入札担当者(大阪市契約規則第3条の2第3項の規定により入札に関する事務を委任された者をいう。以下同じ。)は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときに、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせる。

(調査の結果適合した履行がなされないと認められた場合の措置)

第13条 入札担当者は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないと認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。

ただし、事前に入札事務請求局長(大阪市契約規則第4条の2第1項に定める入札に関する事務の実施の請求を行った局長等)へ意見を求め、回答を得なければならない。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第10条以降と同様の手続による。

(調査への協力)

第14条 根拠資料に虚偽記載が判明した場合や調査に協力しない場合は、競争入札参加停止措置(指名競争入札において指名しない措置を含む。)を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、令和元年7月1日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

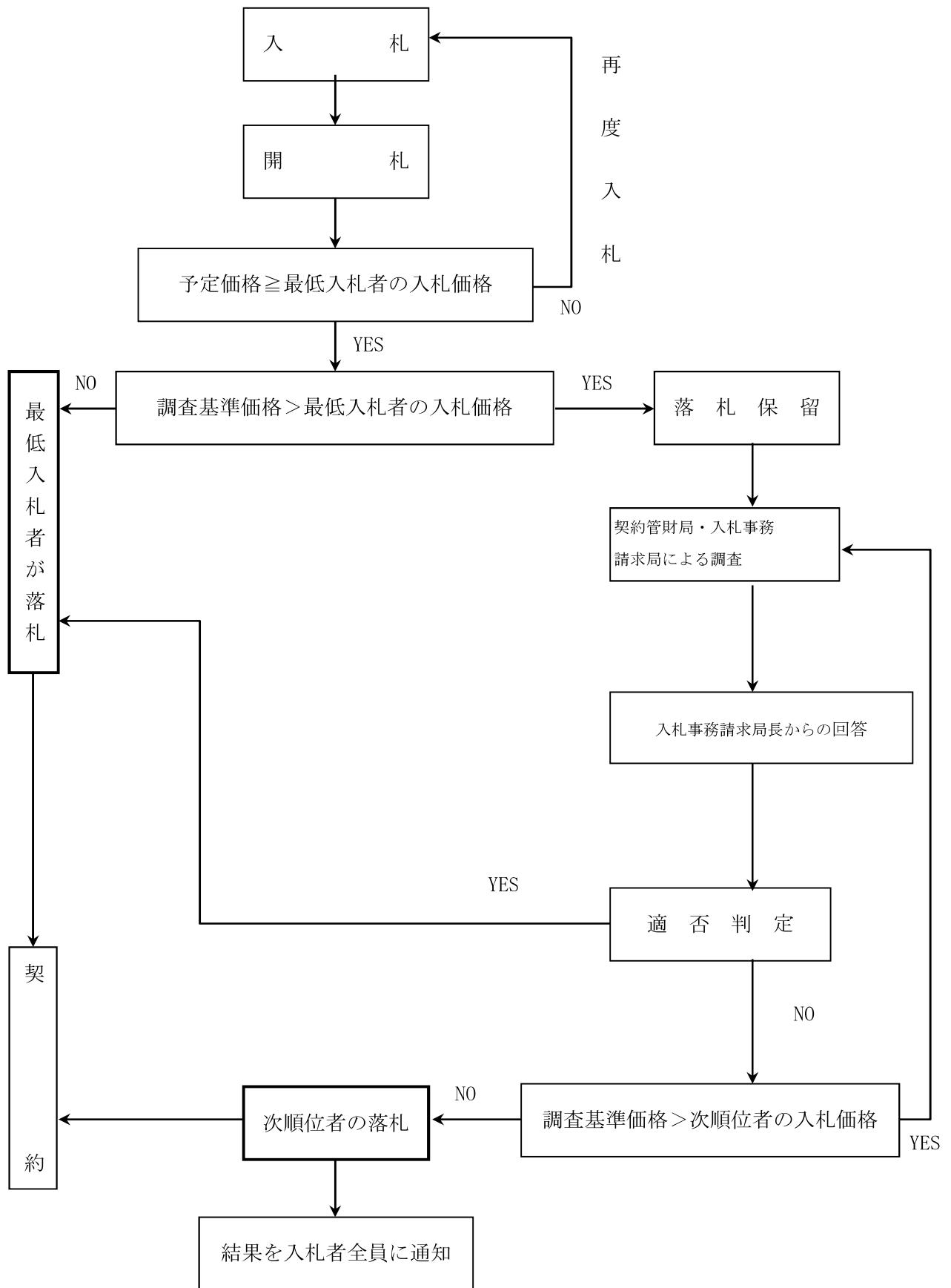
2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

低入札価格調査制度の手続



最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査 基準価格の算定式の改正について（基本方針）

工事請負契約、**業務委託契約及び測量・建設コンサルタント等**に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項、工事請負契約に係る**及び**低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号、業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項、第2項及び第3項並びに業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する最低制限価格及び調査基準価格の算定式（無作為係数を除く。）改正の基本的な取扱いを次のとおり定める。

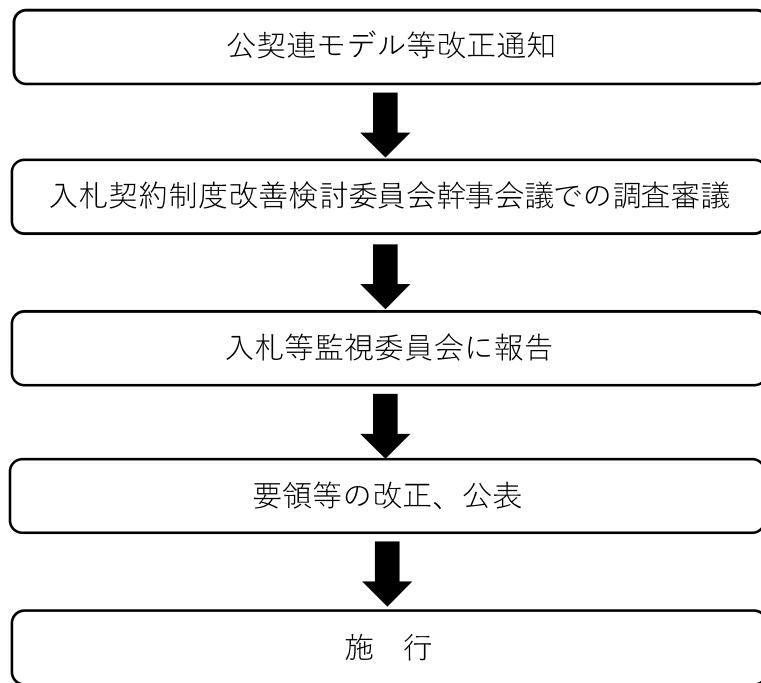
1 基本方針

- (1) 次に掲げる規定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「公契連モデル」という。）を適用する。
- ・工事請負契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項
 - ・工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号
 - ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項
 - ・業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号
- (2) 次に掲げる規定については、公契連モデルの設定範囲の下限値を適用する。
- ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第3項
 - ・業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第3号
- (3) 次に掲げる規定については、**予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（平成16年6月10日付け国官会第367号）**（以下「国通知」という。）を適用する。
- ・測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準第3条第1項から第3項まで
 - ・測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領第5条

2 改正時期

公契連モデル及び国通知の改正通知日から2か月後とする。ただし、やむ得ない場合には改正時期を変更することがある。

3 算定式改正手続き



※入札契約制度改善検討委員会幹事会議で調査審議した結果、本委員会（入札契約制度改善検討委員会）での検討・審議が必要な場合は、本委員会を開催する。

【議題3 監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の改正について】

1 改正理由

本市の監理技術者等の配置については、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「マニュアル」という）を参考に運用している。マニュアルでは、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があるとされているところ、令和4年12月23日に改正され、働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代できることとされた。

本市においてもその趣旨を鑑み改正を行う。

2 改正内容

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領（別紙）

【主な改正点】

①監理技術者等の途中交代に係る条件の追加（第7条第1項第4号）

「一部完成期限を設けている部分の引渡しが完了するなど、監理技術者等の交代が合理的であると認められる場合」

②交代時期の明確化等（第7条第2項）

「・・・交代時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限るものとする。」

3 実施時期

令和6年9月1日以降の公告案件から適用する。

傍線は削除 別紙
太字は改正

○ 監理技術者等の配置に関する事務取扱要領

制 定 令和4年12月22日

最近改正 令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市が発注する工事において、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の適正な配置を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主任技術者 建設業法（以下「法」という。）第26条第1項の規定により設置する者をいう。
- (2) 監理技術者 法第26条第2項の規定により設置する者をいう。
- (3) 特例監理技術者 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。
- (4) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書の規定により特例監理技術者が行うべき職務を補佐する者をいう。

(配置予定技術者調書の提出)

第3条 工事に係る一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式を含む。以下同じ。）、公募型指名競争入札又は指名競争入札を実施する際は、当該工事を受注した場合に配置を予定する監理技術者等（以下「配置予定技術者」という。）を記載した配置予定技術者調書（別紙1）を、次に掲げる資料を添付し、本市が指定する日までに提出させるものとする。

- (1) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経営業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書もしくは専任技術者一覧表の副本の写し
 - (2) 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
 - (3) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - (4) 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書（別紙2）
 - (5) 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（監理技術者資格者証、健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか）の写し（代表者を配置予定技術者とする場合を除く。）
- 2 配置予定技術者調書の提出期限までに配置予定技術者を特定することができない場合は、複数の配置予定技術者調書の提出を認め、次の各号に掲げる場合により、当該各号に定める日までに配置予定技術者を特定させるものとする。
- (1) 余裕期間制度活用工事の場合 着工日の前日
 - (2) 議会の議決を要する工事の場合（前号に該当する場合を除く） 本契約締結日の前日
 - (3) 前2号に定める工事以外の工事の場合 落札決定日

(3か月以上の恒常的な雇用関係の確認)

第4条 工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の場合は、一般競争入札又は公募型指名競争入札の場合にあっては入札公告文又は公示文（以下「公告文等」という。）に定める日、指名競争入札の場合にあっては入札の執行日（以下「指定日」という。）を基準とし、前条第1項第5号の書類により、次のいずれかに該当することをもって3か月以上の恒常的な雇用関係を確認するものとする。

- (1) 資格取得年月日及び通知年月日が指定日より3か月以前であること。
- (2) 資格取得年月日は指定日より3か月以前であるが、通知年月日が指定日より3か月以前でない場合は、誓約書（別紙3）の提出があること。

（専任配置の確認）

第5条 工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の場合は、落札決定日において第3条により提出させた配置予定技術者調書に記載された配置予定技術者が他の工事に配置されていないことを確認するものとする。ただし、施工当初は工場製作のみであつて現場が稼働しない工事の場合はこの限りでない。なお、その場合は入札公告文等にその旨を記載する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日において専任配置できることを確認するものとする。

- (1) 余裕期間制度活用工事の場合 着工日の前日
- (2) 議会の議決を要する工事の場合（前号に該当する場合を除く） 本契約締結日の前日

（監理技術者等の配置）

第6条 工事の契約後、最初に配置する監理技術者等は、配置予定技術者調書に記載された者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件に該当するものとして、大阪市が変更を認める場合は、配置予定技術者調書に記載された者以外の者を監理技術者等とすることができるものとする。この場合において、大阪市が公告文等において求める全ての条件（ただし、当該工事の工期が6ヶ月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）（以下「配置条件」という。）を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 下請契約の請負代金額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合
- (2) 傷病等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (3) 当該監理技術者等が死亡した場合
- (4) 当該監理技術者等が退職した場合
- (5) 当該監理技術者等が転勤となった場合

3 前項に該当する場合を除き、配置予定技術者調書に記載された者を当該工事に配置することができない場合は、契約を締結しないものとする。

（監理技術者等の途中交代）

第7条 次に掲げる条件に該当するものとして、大阪市が認める場合を除き、配置した監理技術者

等の工期途中での交代は認めない。なお、この場合、大阪市が求める全ての条件（ただし、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）**配置条件**を満たし、かつ配置していた監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 前条第2項各号に該当する場合
- (2) 工期が2年以上の長期に渡る工事であって、1年以上の期間連続して監理技術者等として従事している場合
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) **一部完成期限を設けている部分の引渡しが完了するなど、監理技術者等の交代が合理的であると認められる場合**
- (4)(5) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

2 前項第2号から第5号の規定による交代時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限るものとする。

3 第1項第3号又は第4号の規定により監理技術者等の交代を認める場合は、あらかじめ公告文等において明示するものとする。

2 4 監理技術者から特例監理技術者への変更及び特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しないものとする。

(営業所における専任の技術者等と監理技術者等との関係)

第8条 営業所における専任の技術者（法第7条第2号又は法第15条第2号の規定により設置する専任の者をいう。）及び経営業務の管理責任者（法第7条第1号に規定する者をいう。）は、次に掲げる条件を全て満たす場合は、専任を要しない監理技術者等となることができるものとする。

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- (2) 工事現場と営業所が近接（工事現場が大阪市内である場合又は工事現場が大阪市外である場合は、営業所から工事現場までの距離が約30km以内である場合）し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (3) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (4) 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

(特例監理技術者の配置)

第9条 監理技術者補佐を専任配置した場合、特例監理技術者は、大阪市発注の工事（工事現場が大阪市内に限る。）を2件まで兼任できるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日までの間は、第3条第1項第5号中「住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか」とあるのは、「住民税特

別徴収税額通知書・変更通知書（以下「所定書類」という。）のいずれか又は雇用保険の被保険者通知書及び被保険者証その他公的な書類（ただし、所定書類を提出できない場合に限る。）とする。

- 2 入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領及び入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領の運用については、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の様式は、この要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に発注する案件について適用し、施行日前に発注した案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に発注する案件について適用し、施行日前に発注した案件については、なお従前の例による。

配置予定技術者調書

商号又は名称 _____

工事名称					
------	--	--	--	--	--

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな			生年 月日	昭・平 年 月 日 生		
技術者氏名						
現在配置中工事	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
兼任する工事名	(特例監理技術者として配置する場合に記載)					
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)					
<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 特例監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">(口上記について) 専任配置</div> <small>※該当する項目に☑すること</small>	監理技術者資格者証	監理技術者講習受講日				
	【交付番号 : _____】		平成・令和 年 月 日修了			
	国家資格等の名称					
	<input type="checkbox"/> 1・2級 () 施工管理技士		【資格番号 : _____】			
	<input type="checkbox"/> 1級 () 施工管理技士補		【資格番号 : _____】			
<input type="checkbox"/> その他 ()						
<input type="checkbox"/> () 年以上の実務経験 (建設業法第7条2号(イ・ロ・ハ該当))						
※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙2の「主任技術者経歴書」を提出すること						
経営業務の管理責任者の氏名 (建設業法第7条第1号)						
営業所における専任の技術者の氏名 (建設業法第7条第2号、第15条第2号)						

- ◆ 提出にあたっては「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」を確認すること。
- ◆ 次に掲げる資料を添付すること。
 - (1) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経営業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書もしくは専任技術者一覧表の副本の写し
 - (2) 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
 - (3) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し
 - (4) 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書(別紙2)
 - (5) 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類*(監理技術者資格者証、健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか)の写し
(代表者を配置予定技術者とする場合を除く。)

※ 提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、QRコードの記載があり、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、QRコードにもマスキングを実施すること。

実務経験による主任技術者を配置する場合のみ提出すること。

主任技術者経歴書

商号又は名称 _____

氏名及び生年月日	所属会社及び入社年月日	建設工事の種類 (当該工事に求められる工種)		
(昭・平 年 月 日 生)	(昭・平・令 年 月 日 入社)			
該当区分 (該当する欄に○)		学歴及び学科 (法第7条第2号イ 該当者(指定学科卒業者)は以下も記入すること)		
建設業法第7条第2号 イ 実務経験 3年以上				
建設業法第7条第2号 イ 実務経験 5年以上		(昭・平・令 年 月 日 卒業)		
建設業法第7条第2号 ロ 実務経験 10年以上				
建設業法第7条第2号 ハ 実務経験 ()年以上				
工事名	所属会社 ^{※1}	発注者又は ^{※2} 注文者名	従事した期間 ^{※3}	従事した職名

なお、記載内容について、関係書類等の確認を行う場合があります。

※1 過去に所属した会社の実績の場合は所属会社欄に当時の所属会社名も併せて記載すること。

※2 元請の場合は発注者名、下請の場合は注文者名を記載すること。

※3 「工事の終期」と「次の工事の始期」までの期間が12ヶ月を超えない場合、連続した実務経験があることとみなす。

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市 長 様

住所又は事務所所在地

商 号 又 は 名 称

氏名又は代表者氏名

令和 年 月 日入札の_____において提出しました配置予定技術者調書及び同調書添付資料について、内容に誤りがないことを誓約いたします。

また、同調書記載の_____については、直接的な雇用関係を有し、かつ指定日※現在で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを報告いたします。

今後、同調書及び同調書添付資料に虚偽の記載をした事実が判明した場合は、いかなる処置を講じられても、一切の異議申し立てをいたしません。

※ 指定日・・・

一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式含む。）及び公募型指名競争入札の場合は、入札公告文又は公示文に定める日
指名競争入札の場合は入札の執行日

- 令和4年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令※が公布され、**金額要件の見直し関係**については、**令和5年1月1日**から施行されます。
- また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、**技術者途中交代の条件の見直し、同一の工事と見なせる範囲の合理化**の見直しの方向性について検討を行い、**令和4年5月31日**に「**技術者制度の見直し方針**」としてとりまとめられました。
- 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。

※建設業法施行令 の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）

1. 同一工事と見なせる範囲の合理化

■ 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることがある。

2. 技術者途中交代の条件の見直し

■ 合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

3. 金額要件の見直し

■ 政令改正後の金額要件に修正

※() 内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)

4. その他

■ 発出済みの通知等に伴う見直し ■ 表現の適正化

【二-二 監理技術者等の設置、二-三 監理技術者等の職務】

- ・ 営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

【五 施工体制台帳の整備、六 工事現場への標識の掲示】

- ・ 施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等 I C T 機器の活用が可能である旨を明記。

【全般】表現の適正化